

有限会社 ライフサービス 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年2月1日～令和4年1月31日までの2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

- 令和2年 2月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和2年 4月～ 制度に関するリーフレット等を社員に配布

目標2：令和3年12月までに従業員全員の平均所定外労働時間を月間10時間未満とする。

〈対策〉

- 令和2年 2月～ 所定外労働の原因の分析等を行う。
- 令和2年 8月～ 社内回覧や掲示物による社員への周知
- 令和3年 1月～ 各部署における問題点や対策の検討
- 令和3年 4月～ 対策の実施